

豊橋市監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和8年5月7日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	梅 田 早 苗
同	本 多 洋 之

令和7年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
環境保全課	07-12	意見	本市に事務局がある豊かな海「三河湾」環境再生推進協議会の決裁において、事務処理規程では、軽易なものを除き「順次直属の上司を経て、会長の決裁を受けなければならない。」とされているが、総会や常任幹事会の開催決裁が会長決裁となっていなかったため、軽易なものや事務局長専決の考え方を整理し、規程を見直すなど適切な事務処理に努められたい。	令和8年1月付で事務処理規程を改訂し、決裁区分を明確化した。 総会については、会議の性質を鑑み、会長の決裁事項とし、今後適切に対応する。常任幹事会については、事業を推進するために協議する場であり、定例的に実施されるものであるため、事務局長専決事項と整理した。	R8.4.16
みなと振興課	07-16	意見	修繕の見積合わせにおいて、通知と見積書の様式で消費税（税抜き、税込み）に係る説明が異なっていた。また、賃貸借契約の入札公告において、当該契約が地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であることの記載がなかったため、適切な事務処理に努められたい。	今後は、全ての修繕業務において、税抜の金額にて見積合わせを行うこととした。また、賃貸借契約等の入札の際は、長期継続契約の運用手引き、電子入札マニュアルに基づいて適切な事務手続きを行うとともに、事例の少ない入札については、自課での判断だけでなく契約検査課に問い合わせを行ったうえで、適正な事務処理を行うこととする。 以上のことについて、令和8年4月に課内で打ち合わせを行い、適正な事務処理を行うよう職員に周知した。	R8.4.14
都市計画課	07-16	意見	屋外広告物許可申請書の決裁において、鉛筆が使用されていた。容易に改ざんされるおそれがあるため、今後はボールペンなどの保存性、耐久性が高い筆記具を使用するように努められたい。	検算や決裁途中での計算誤りの指摘等による修正が発生することがあるため、過去からボールペン書きより修正のしやすい鉛筆書きとしていたが、予備監査での指摘を受け、現在は油性ボールペン等の保存性、耐久性の高い筆記具を用いている。	R8.3.31

令和6年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措置結果	措置通知年月日
環境政策課（ゼロカーボンシティ推進課）	06-17	意見	環境活動振興基金を紹介するホームページにおいて、本基金の寄附者一覧が令和4年1月以降更新されていなかった。寄附者への礼を失しないためにも、寄附受入れ後速やかにホームページを更新するよう努められたい。	ホームページについて、予備監査での指摘を受けて、直ちに更新をした。今後は更新漏れが発生しないよう、寄附受領時にホームページも併せて更新する事を課内で徹底することとし、令和7年1月にあらためて課内へ周知およびマニュアルに記載した。	R8. 3. 13
環境政策課（ゼロカーボンシティ推進課）	06-17	意見	個人が環境に関する補助金を利用するためにはエコファミリーの登録が必要であるが、次世代自動車購入補助金等の申請書において、エコファミリー登録の同意項目にチェックが入っていないなどの申請書が散見された。当該申請書を提出した申請者については、交付要件が確認できたため補助金交付に問題はなかったが、申請書の確認を徹底するなど適切な事務処理に努められたい。	指摘の申請書については、既にエコファミリーに登録済みの申請者であったため、本来であれば確認後にその結果を補記すべきであったが、チェックが漏れていた。今後はこのような事象が発生しないよう、担当者にて申請書を確認する際にマーカーでチェックするとともに、決裁ルート上でそのチェックを確認することを徹底することとし、令和7年1月に課内で周知した。	R8. 3. 13
生涯学習課	06-22	指摘事項	本市に事務局がある小中学校PTA連絡協議会の入札事務において、協議会事務処理規程で「なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない」と規定しているが、「PTAとよはし」制作業務において、対応可能業者は特に限られていないにもかかわらず3者の指名となっていたので、当該規程ののっとり適正な事務処理をされたい。	事務局内において、令和7年4月に事務を行う職員に対し、情報共有と事務処理規程の徹底を図った。今後は、事務処理規定ののっとり、適切な契約事務を行う。	R8. 3. 30
防災危機管理課	07-1	意見	平成24年度の販売開始以来13年間で防災ラジオを17,630台販売しているが、既に全体の半数以上が10年を経過し、老朽化が懸念されるとともに各家庭での利用状況も確認できていない。スマートフォンに触れている世代が大多数になる中、改めて防災ラジオの活用状況を確認するとともに情報伝達手段としての有効性を検証し、大規模災害に備え適切な運用に努められたい。	令和5年度に消防庁が実施した、地域における災害情報の入手手段の調査では、回答者の50%以上が自治体からの避難情報などの呼びかけを防災ラジオで知ったという結果が出ております。また防災ラジオの販売実績についても、令和7年度は600台以上となっており、災害情報を伝達するための手段のひとつとして有効であることを認識しています。防災ラジオは、販売開始から10年以上経過しており、一部の機器は老朽化が懸念されますが、月に2回の試験放送で所有者の方に機能の確認をいただいております。校区防災訓練時や令和8年4月から開始したオンデマンド動画内で、防災ラジオの試験放送についての案内を改めて行い、必要に応じて買い替え等の案内を実施しています。	R8. 4. 13
行政デジタル推進室	07-1	意見	業務の生産性を高めることを目的として令和6年5月から生成AIを導入したが、令和7年1月及び2月においては、利用量が契約に定める1月当たりの利用可能な文字数上限に達しており、月末まで利用できない期間があった。目的達成のためより効果的に活用できるよう利用環境の改善や研修の充実に努められたい。	利用環境の改善について、令和7年12月以降、利用状況需要に応じて契約プランを適宜引き上げる運用を開始した。これにより、月末まで支障なく利用できる環境を確保した。また、次年度においては、利用量の増加を見越し、上位プランへの移行ができるようにした。研修の充実について、令和6年度までは事業者にて委託していた研修を直営（自前）化した。これにより、受講者数を前年度の95人から120人程度まで拡大させた。また、前年度の研修は汎用的な内容であったが、今年度からは実際に導入している生成AI（zevo）を研修で利用し、より実践的な内容に変更した。	R8. 3. 25

令和3年度 定例監査の監査結果に基づく措置結果

課名	公表 番号	区分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
環境政策課 （再生エネルギー のまち推進課）	03-18	意見	<p>EV・PHV用充電設備において、料金を徴収できるものとできないものが混在しているため、公平性の観点から、設備を更新する際には料金徴収可能な設備への転換を進めるとともに、設置場所によって利用実績に大きな差がみられることから、利用実績や利便性に考慮した効果的な場所への設置に努められたい。</p>	<p>令和6年9月以降、料金の徴収ができない設備については、老朽化に伴いすべて利用を停止している。 これらの設備に関して、順次更新を行い、料金徴収が可能な設備に転換し、料金徴収を実施している既存設備との公平性を図った。また、新規設備の設置に関しても、施設の使用状況や利便性を考慮し、より効果的な場所へ導入を行い、同様に料金徴収体制を整えた。 今後も設備更新や新規導入を行う際は、利用実績や利便性に応じ、同一場所での継続の必要性や市民の利用向上につながる場所への設置を検討していく。</p>	R8. 3. 13